

広島県告示第六百二十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十二年七月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十二年七月十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社東洋開発

広島市南区青崎二丁目一九―一

代表取締役 金沢 正和

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―一七・二〇）第三〇五五二号

四 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の代表取締役は、傷害の罪により、広島簡易裁判所から罰金三十万円の判決を受け、平成十七年十月八日にその刑が確定した。

建設業法第八条に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、平成二十年五月十三日付けの建設業許可申請に、役員が欠格要件に該当しない旨を記載した虚偽の誓約書を添付し、平成二十年八月七日付けで一般建設業の業種追加の許可を受けた。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号及び第五号に該当する。